

第2回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第2回政務活動費検討委員会

日 時 令和元年11月12日（月曜日）
午後1時15分 ～ 午後4時27分
実会議時間 / 1時間40分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員	會田 一男 委員長	佐藤 栄作 副委員長
	村上 晃一 委員	蛇石 郁子 委員
	柳田 尚一 委員	三瓶 宗盛 委員
	福田 文子 委員	佐藤 徹哉 委員
	大木 進 委員	但野 光夫 委員
	高橋 善治 委員	大城 宏之 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員【書記】

議会事務局長	伊藤 克彦	議会事務局次長	薄 正博
		兼総務議事課長	
総務議事	吉田 英明	主任主査兼	佐藤 真人
課長補佐		政務調査係長	
主 査	佐久間 智規	主 査	槻田 隆浩
主 査	鹿俣 由絵	主 査	柴田 悠

会議に付した事件

課題・検討事項について
最新判例を踏まえた対応について
その他について

現地調査の有無

なし

午後 1時15分 開会

○**會田一男委員長** それでは、ただいまから第2回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

高橋委員が遅れて出席するというのでございます。

本日は傍聴者はありません。

委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員の指名については、委員長において蛇石郁子委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議に入ります。

本日は、(1)課題・検討事項の追加について、(2)最新判例を踏まえた対応について、(3)その他の協議を行います。

初めに、協議事項(1)課題・検討事項の追加について協議をいただきます。

開催通知の送付とあわせて各会派の課題・検討事項の提出を求めましたが、各会派から課題・検討事項の追加の提出はございませんでした。よろしいでしょうか。

大城委員。

○**大城宏之委員** 会派から提出しなかったんですが、以前、私が発言したように、もう一度ガソリン代、それから携帯を含めた通信費、あともう一つは名刺印刷代をもう一回皆さんで討議していただければと思います。

理由としては、ガソリン代が今4分の1ということになっています。先月は水害があり、被災地を非常に歩きました。当然、4分の1の根拠、前回設置の検討委員会では4分の3は個人的使用、4分の1が議員としての使用ということで決定がなされましたけれども、年月もたったので、もう一度見直しを図るべきとの点で提案申し上げたいことが1つ。

次に、特に携帯電話代もそうですが、4分の3私的に使用しているのは、議員になった以上はほとんどないと思いますね。逆に4分の3が議員活動であるような気がしてなりません。ただ携帯会社によっては月額定額とか家族割りとか何台割りでやっている方もいらっしゃいますけれども、その件についてももう一度検討していただければと。

次に、名刺代なんですけれども、議員はやはり名刺使います。だから、それ賛否があると思うんですけれども、個人的に顔写真を入れたりアピールポイントを入れたりするのはご自分のご負担になるのは当然かと思っておりますけれども、公的な名刺については例えば1年間で200枚とか枚数の上限を設けて、きちんとした対応をすべきでないかと思っております。特に年度変わりとか常任委員会が変わったときには、それなりにいろいろ名刺を使います。だから規格に合ったような名刺をつくるのであれば、その活動費の中で名刺の印刷代の検討を図るべきと、私のほうから以上3点、提案したいと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 今、志翔会のほうから追加項目の意見がございました。事務局から確認したい事項等ございますか。

但野委員。

○**但野光夫委員** これから議論するに当たっての参考までに、私、4分の1に関わったことがあるのでお話をさせていただければ、今の大城委員の話だけ聞いちゃうと、議員活動4分の1で、あとプライベートという、すごい大ざっぱな括りだったけれども、この4分の1というのは政務活動として4分の1、自分の個人的な後援会活動で4分の1、そして政党などに属していればその政党などの政治活動として4分の1、そしてプライベートで4分の1、したがって政務活動で支出できるのは4分の1なんだと。だから4分の3が全部プライベートでということではなくて、すごく難しいんですね。

例えば大城委員が被災地を一生懸命回ったと言ったその行動の中には、もしかしたら支援者のところにごあいさつに行っていたかもしれないとか、すごく線引きが難しく、当時議論をして、これは線引き難しいものは上限額ではなくて一番厳しいほうをとりましょうよということで4分の1になった。

今、時間の経過もあるというお話もあったので、さまざま今回議論をしていただいて、上げるのか、また下げるのか議論をすることは大変有意義なことだと思います。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにご意見等ございますか。

事務局のほうから何かございますか。

事務局。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 先ほど、但野委員からの発言のとおり、協議の中でその按分の考え方などはお示ししていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**會田一男委員長** それでは、ガソリン代の件、通信費の件、それから名刺の件ということで項目追加することに皆様ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** それでは、そのようにしたいと思います。

追加項目の検討については今回協議し、協議が本日は間に合わないときは第3回以降に協議してまいりたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** それでは、本日協議できるところは本日協議いたしますが、協議が間に合わないときは第3回以降に協議することといたします。

続きまして、協議事項（2）最新判例を踏まえた対応について協議いただきます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、資料の説明の前に先ほど追加された名刺に関しても、一応資料について追加で配付させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○**會田一男委員長** はい。配付お願いいたします。

〔資料配付〕

〔高橋善治委員入室〕

○**會田一男委員長** 配付漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** なしと認めます。

事務局、説明を求めます。

佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、最新判例等を踏まえた対応について、お手元に配付しました資料により説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、項目、それに対する現状、政務活動費の手引等の取り扱いの状況、あと市議会議長会のQ & A、または最新判例の抜粋、協議結果を記載できるように空欄としておりますが、今後の対応という形で資料を作成し、備考として市議会議長会のQ & Aや最新判例の記載箇所を掲載するような資料の作りとしております。

初めに、広報紙基準についてになりますが、現状として按分はなく全額適用している状況にあります。米印にしておりますが、校正依頼があった場合、事務局で内容確認等を行っているような状況でございます。これに対しまして市議会議長会Q & Aまたは最新判例では、広報活動を通じて住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため判例等は認めているが、その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとし、その割合は多くの判例等が50%を基本としていると記載されております。こちらは市議会議長会Q & Aの42ページから抜粋しております。

また、写真、プロフィールについて、広報紙に記載されたあいさつ文について所信表明を含む内容のものとなっていることや、写真、似顔絵、あいさつ文及びプロフィールが特に読者の目を引きやすい広報紙の冒頭及び末尾に掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合が数量的に少ないことをもって紙幅の相当程度を占めていないと判断することは相当ではないという判例が出ております。こちらは資料の平成30年2月8日仙台高裁判決

の19ページに掲載がございます。

なお、このほかにも備考に関連する判例等を掲載しております。

次に、そもそもの按分についてになりますが、現状としては個別明記されていないものに関しては、政務活動とそれ以外の区分が難しい場合、政務活動に費やした部分を按分して支出するとしており、上記以外の場合、按分なしの全額適用となっております。個別明記されているものとしましては、ガソリン代、按分率4分の1、月額上限1万円、ただし特定業務の場合を除く。特定業務というのは、行政調査等に行つて満タンにした上でその差額分を見るようなやり方です。次に通信料、こちらも按分率4分の1、月額上限1万円、職員雇用賃金、按分率2分の1というような状況でございます。

市議会議長会Q & A及び最新判例では個別明記されていないものの部分に関して事務用品、事務機器等の事務所費について、政務活動以外に利用される可能性が高いことが想定されており、具体的な使用実態を裏づける証拠がない場合、その割合を50%としているので、政務活動費の充当率は50%を基本として支出することが考えられると市議会議長会Q & Aに記載されております。

なお、このほかにも、備考にあるとおりの箇所などに関連するQ & A、判例等の掲載がある状況でございます。

次に、備品の取り扱いになりますが、現状としましては手引の掲載はパソコン、コピー機その他備品は可能な限り購入は行わずリースで対応することとするとしております。市議会議長会Q & Aまたは最新判例では、パソコン、コピー機、その他備品については先ほどの按分のところの事務費と同様の考え方を記載しております。

また、会派控室に関して、会派控室のパソコン等については政務活動に係る事務の遂行にすべて使用されていること、または政務活動に係る事務の遂行2分の1を超えて使用された部分を主張する場合には、その按分割合を立証したと認められない限り、少なくとも本件支出の合計額の2分の1を超えて政務活動費から支出した部分は違法であるというような判例が出ております。こちらは令和元年の5月29日の仙台高裁、133ページのほうに記載がございます。

なお、このほかにも備考にあるとおりの箇所に掲載がある状況でございます。

最後に、追加してお渡ししました資料のところになりますが、志翔会から追加で提案されました名刺代についてになります。

現状として手引等に記載はございませんが、その運用として政務活動費の対象外として本市議会では政務活動費の対象として取り扱っておりません。市議会議長会Q & Aまたは最新判例では、調査研究活動等において相手方に名刺を渡すことにより円滑に調査研究等を行うことが期待できることから、名刺作成のための経費を支出することを認める判例等があります。しかし、名刺は政務活動費の対象となる活動以外にも用いられるものと推認し、政務活動費のみに

使用されたことを反証しない限り50%で按分し、その限度での支出を認めていると市議会議長会Q & Aに掲載されております。

なお、このほかに備考にあるとおりの箇所に掲載がある状況でございます。

資料に関する説明は以上でございます。

○**會田一男委員長** ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。各委員からご意見、ご質問等はございませんか。

佐藤徹哉委員。

○**佐藤徹哉委員** 今、事務局から広報紙の基準について、それから按分について、備品の取り扱いについて、そして名刺についてと、すべての部分において説明をいただいたので、どこから手をつけていくのかお尋ねします。

○**會田一男委員長** 各項目ごとに協議してまいりたいと思います。

最初に、広報紙の基準についてから協議いただきたいと思いますので、皆様のご意見、ご質問等を求めます。

佐藤徹哉委員。

○**佐藤徹哉委員** まず確認させていただきたいのですが、郡山市議会の各会派、1人会派を含む各会派で発行している広報紙について、市民から意見、要望あるいはクレームといったものが寄せられた事実があるのかどうかをまず確認します。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 個別案件で、これに関してはという問い合わせというか、そういった声は来た場合もありますし、また来ないケースもあると。掲載記事の内容に関して問い合わせあった事例はありますが、具体的にこれはどうなんだというご批判という部分は、ちょっと今ここ数年はないような状況でございます。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 佐藤徹哉委員。

○**佐藤徹哉委員** であれば、近年投票率が低下して市民の政治に関する関心離れというのが叫ばれる中、議員が広報活動にブレーキをかけるようなことが本来あってはいけないと考えます。

そこで、現状の発行の仕方に何か問題があるのであれば是正するのですが、何ら問題ないということであれば、協議そのものが必要ないように感じるんですが、いかがでしょうか。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** そもそも、以前から写真、個人情報の個人の部分に関しましては、どの程度記載がいいのかという部分は、全国的なものとして、これは行き過ぎじゃないかとか、そういったものはありました。具体的に関西のほうとかに関しましては訴訟等になっている事例がございます。その中で、ある程度面積的な部分に関して著しく超えていない部分

は大丈夫なのかなという事務局のほうでもちょっと甘い気持ちでいました。甘い気持ちというのは変なんですけれども、特段問題ないのかなという中で、今回の判例につきましては2分の1、目につく正面一面のところとか後ろのところに関しては面積云々ではなくて2分の1だという判例が出たという部分もございます。そういう状況の中からは、こちらに関しては、ちょっとこのままではどうなのかなという部分がございます、こちらのご協議に上げているような状況でございます。

また、広報紙に関しましては、議会の活動として会派の活動としては当然なんですけれども、その中で、政務活動の部分と後援会活動、その他選挙活動とか含めた部分の議員活動のものではないかというものは、もともとと言われている中で、こういった50%といった厳しい判例、面積云々じゃない判例が出ているということで、事務局としては、これはちょっとこのままではご協議いただかないとまずいのかなということで上げている状況ではございます。

全国的に、もともと紙面構成割合で按分しているところは結構ある中で、さらに厳しい判例が郡山市議会の管轄する仙台高裁で出されたというところで、ご協議のところを上げているような状況でございます。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございますか。

それでは、委員の間から、どうしていこうかという明確なことがないので、今後いろいろな問題にならない案として何か事務局お持ちでしたら説明をお願いしたいと思います。

事務局。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、資料について、ちょっと面積按分とはどういうものなのかという部分を委員長に説明する際に使用させていただきました資料を配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○**會田一男委員長** はい。よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

○**會田一男委員長** 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 事務局、説明をお願いいたします。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** それでは、配付させていただきました面積按分のイメージの資料について説明させていただきます。

まず、この太線の枠の中が広報紙の全体とします。この中で①とした議員の写真の面積のところ、②のあいさつ、③のプロフィールに関しては政務活動費の対象外として取り扱います。具体的に資料の下にありますように、紙面全体でこの場合6万2,370ミリ平方メートルのう

ち、対象外である①の議員写真掲載面積の4,400ミリ平方メートル、②のあいさつ掲載面積の3,400ミリ平方メートル、③のプロフィール掲載面積の4,275ミリ平方メートルの合計1万2,075ミリ平方メートルが対象外で、対象外面積÷紙面全体は19.36%、約20%ということですので、20%を対象外とするような形で面積按分している事例でございます。

これを踏まえて、事務局の素案的な部分なんですけれども、判例等をかなり踏まえていった場合は、やはり紙面の著しく目につくところという判断に関しましては、事務局云々というよりも、やはり会派の責任においてまずどうなのかというところで、1つ目が写真、似顔絵、あいさつ、プロフィールなどが特に読者の目を引きやすい広報紙の冒頭及び末尾に掲載されている場合かどうかという部分、これを会派で判断してもらって、この場合は2分の1で、2分の1じゃない場合は、今ちょっと説明させていただきました写真、プロフィール、あいさつなどの部分を面積按分して対象外とするような形だと判例を踏まえたような対応になってくるかなと。

ただ、あくまでその判断に関しましては50%、2分の1という判断に関しては会派の責任を持ってどっちなのかというのを判断してもらおうというような形で、まず第一義的にその仙台高裁の判例であるような形になっているかどうか、読者に目につくような面積按分云々じゃなくて、もう2分の1にするかどうかという、その2分の1じゃないよといった場合は面積按分、こういった形で取り扱うのが判例を踏まえた対応となるのかなと考えております。

なお、こちらは大体の判例で同じなんですけれども、広報紙が按分になった場合は広報紙にかかる例えば配送料とかポストिंग代、こちらも同じように按分というような形で取り扱うというような形ですと、判例等も踏まえた対応になるのかなと考えておりますが、その辺も踏まえてご協議いただければと思います。

以上でございます。

○會田一男委員長 1つ確認したいところがございます。判例等の中に、面積按分でなくて、政治活動的意味合いが少しでも含まれていた場合に2分の1とするような判例があったかな、でなければ説明もあったかなとSide Booksのほうに配信された内容の中に若干あったような気がするんですが、その辺、ちょっともし説明できればお願いしたいと思います。

佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 これまでも、広報紙について対象外とした事例はないのですけれども、明らかに対象外ですねというような事例としましては、発行が会派でなくて後援会。後援会等の発行となる場合は、これはもう対象外ではないんでしょうかというような形になるかなと。そういった事例等を含めて、判断に関しましては事務局で明確な判断はなかなか持っていない状況です。逆に言うと、例えばなんですけれども改選期の間際の7月、参院選期間はまだもう広報誌は出せないというルールとか公職選挙法の関係であるはずなんですけれども、その

後で広報紙を出す、その出すタイミング、ちょっと置いておきますけれども、その部分に関して後援会とか何かがあった場合とかは対象外とするとか、そういったものはあるかなと思うんです。その辺の判断がちょっと難しいものを按分という形で2分の1で、明らかに政務活動ではないというように言える部分に関しては対象外とするような感じなのかなというふうに、全国的な判例等を含めてイメージとしては事務局では持っているような状況でございます。

以上です。

○**會田一男委員長** 皆様からのご意見、またこういうふうにしていくべきでしょうという案を出していただきたいと思います。

佐藤徹哉委員。

○**佐藤徹哉委員** どうしてそういう判例が導き出されるような訴えを起こされたのかが、まずわからないので判断できないのですが、今の事務局説明を聞いたただけだと、大きな会派、10人いるようなうちの会派のような場合、その按分されたものをさらに人数で割れるので、広報紙の会派会報の配付、印刷について、話し合いの上、何とかできるような気もするんですが、全戸配布している例えば1人会派、少数会派は、個人の負担が相当大きくなってしまって、市民に向けての周知広報ができなくなってしまうかもしれませんでしょうか。訴えられるぐらいよっぽどひどかったとか、そういうことではないのですか。何か個人の写真集みたいなのを政務活動費でつくってしまったとかで訴えられたので、それは政務活動費使うのはおかしいという判例なら話もわかるんですけども、一律発行している、今のところ郡山市民から、この広報紙はけしからんというような話がない中で、自分たちから発信力を落とす必要がまずあるのか、ちょっと疑問なんですけれども、いかがでしょう。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 議会事務局というか、判例等も含めてなんですけれども、広報紙がだめだと言っているわけではないと。ただ、その広報紙の中で例えばよく容認されているのが市政に関するものを広報するとか、あと市政一般質問の部分を掲載するとか、そういった部分は、これは政務活動としてなんですけれども、議員のプロフィールであったりとか写真というのは必ずしも政務活動ではないでしょうという、そうすると、そこに出てくるのが混在している政務活動と議員活動、いろいろ混在しているというところで2分の1というのが出てくるというような状況でございます。

実際に判例として仙台市のほうでちょっと見た部分に関しては、一面のところには大きい写真が出てくるような部分がありますけれども、その面積割合からすると2分の1以下の部分ではあったという部分はありますので、あくまで判例等を踏まえたような形で事務局として考えているのは、議員の皆様の広報活動を阻害するというわけではなくて、写真の掲載の割合とかそういったものというのは必ずしもどうなのか、対象外になる部分があるという部分をちょっと

お示した上でご協議いただきたいということで、広報紙全体を否定するわけではないのですが、その中で政務活動以外の議員活動、後援会活動が混在している状況は、これは否定はできないような状況なのかなと認識してご協議いただいているような状況でございます。

以上です。

○**會田一男委員長** 佐藤委員。

○**佐藤徹哉委員** その紙面の何%というのも、だれが、はかって判断するのか、余り厳密にやらないほうがいい中で、郡山市議会の各会派は常識にのっとって発行していて今まで市民から苦情もないという状況ならば、写真の比率何%以下でなくてはならないとか、プロフィール何行以下でなくてはならないとか、そんなことを議論すること自体がナンセンスではないでしょうか。

○**會田一男委員長** 蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** 広報紙の基準については、大変悩ましいかなと思っております。というのは、私は議員になる前、議員の皆さんお一人お一人がどういう活動をしているのかというのが全く見えなかったというのがございます。それで私は議員になったら自分の議員としての活動をできるだけ広く市民の方にお知らせしたいと思って今日までやってきました。政務調査費から政務活動費に変わって、どういう使い方をするのかというのは、もともとが税金ですから、やはり襟をただして明確に市民の皆さんから不信を抱かれないように使用をしまっていました。事務局のほうで仙台高裁の判例があるということで、ご心配をされているというのもよくわかります。ただ一般市民の目から見たときに、写真も何だか小さかったり、プロフィールも何か小さかったりとか、逆にかえって読まれにくくなるんじゃないかなというのを少し心配しています。

活字離れというふうに言われていて、新聞をとる方も少なくなってきたのも事実です。今、スマホとかSNSを利用しての発信とかもされていますけれども、やはりそういった環境にない方もまだまだいらっしゃるのも市民の中には事実だと思しますので、紙媒体を減らしていく方向だというのはわかるんですけども、やはり紙媒体じゃないと情報が得られにくいという人がいるのも確かだと思うんですね。

議会の様子を知りたいという人もいらっしゃいます。私も毎議会ごとに報告し発行しております。さまざまなご意見等もいただいております。やはりこれは私自身としては会派としてもそうなんですけれども、やはりこのお知らせをする市民の皆さんからご意見をお聞きする、そして議会報告会を重ねていくというのは、私はこれからも大事にしていきたいなと思っております。

先ほど、佐藤委員から余り厳しくしなくてもというご意見等もあったかと思うんですが、私も現時点でこの郡山市において余りにも極端だからおかしいよというご意見等は、先ほどはな

かったと説明されていますので、しばらくは様子を見ていいのではないかなと思っております。市民の皆さんの一般的常識から見て、これはどうなのかと言われたときに、もう一度検討していくということがあるのかなと思います。できるだけ多くの人に議会が開かれて、身近になっていけるような議会でありたいなと思っております。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

但野委員。

○**但野光夫委員** 何か政務活動ということをもう一度確認していただいて、議論が議員活動とまたいろいろごっちゃになっちゃっているんだな。だから政務活動というのはどこまでを政務活動というのか、自分の活動報告は政務活動じゃないわけで、それはブログとかでやっていただいて、私、今聞いていて思ったんだけど、今後の対応は先ほど事務局からあったとおり、各会派の判断で50%に按分することを認めますと。だから会派が50%でやるんだと判断すればいいし、判断しなければ今までどおりやってもいい。そういう項目を新たに加えて、今までは全部事務局任せで、事務局にちょっと直したほうがいいんじゃないですかとかっていろいろ言われながらやっておりましたけれども、今後は各会派で判断していただいて、写真の大きさとか、そのプロフィールについても各会派で判断していただいてやればいいのではないかと、そういう項目足したらいいと思うんですけれどもね。各会派の判断で50%にすることもできるみたいな、これでどうでしょうかね。

以上です。

○**會田一男委員長** ほかにございませんか。

福田委員。

○**福田文子委員** すみません、今の何で50%なのかということも余りはっきりわからない中で、その会派だけにお任せするというのが、私みたいな入ったものに対しては、なお、わかりにくいのが、正直なところですよ。広報は年に何回出すのですか。会派で決めているんですね。

○**會田一男委員長** 仙台高裁で何が問題になってこういうふうな訴えがなされてきたのかということ、ちょっとやはり事務局のほうからもし説明していただけるのであれば。本来であればこういうふうな問題については各議員に説明責任が求められてくると。その立証ができなければ、当然この按分という問題が出てくるということだと認識はしているんですが、事務局、よろしくをお願いします。

佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** まず、議会活動というか議員の活動はいろいろな活動がございいますが、その中で先ほど按分の考え方にも触れますが、後援会活動とかいろいろな活動がある中で政務活動費の割合を出すのが時間とか合理的な判断、立証をするようなことができるか

できないかと。できない場合は2分の1というような判例がいろいろ示されております。

特に仙台市議会に関しましては、初めから手引の中で基本的に立証できない部分は50%で、広報紙に関しましては全部が政務活動、全額政務活動費ではないのではないかと、その中で裁判所とかは、やはり後援会、選挙活動とかいろいろなものが容認されてどうなのかということで争いになったというような認識では持っていて、その結果、50%というような判例が出ているというような状況でございます。

もともと、広報紙に関する写真の掲載、似顔絵、プロフィールに関しましては、主流な考え方としては基本的には関係ない、政務活動ではないという部分で容認している、完全にこれは必要だといって容認しているところはないのですけれども、ただ、そうは言っても面積的な部分で余り著しく超えなければ、そんなに問題ではないのではないかと、郡山市議会に関してもこれまで写真に関して全面的にいいとはいえないのですけれども、これは載っているからだめですよというようなものはなかった。面積的な部分も著しく広報紙の中で半分が写真だったとかそういったものはなかったという取り扱いで認識しているのですけれども、ただ、その中でこういった仙台市の面積云々じゃなくて2分の1だという判例が出たというものと、あと例えば広報紙の中で選挙前とかで政務活動費を使って広報紙をつくる。タイミングの部分は当然あるのですけれども、その中で写真がちょっと大きい、プロフィールもばんばん載せているようなものも散見された状況にはありました。ただ、それをだめですという権限もルールもなかった状況で、政務活動費の会派の個人版みたいな広報紙が出ているような形もありましたので、そこをいい悪いという部分のルールはないからそのままいいかどうかと言われると、それがどうなのかという部分とあわせてこういった判例が出たという部分がありまして、ちょっと協議していただいているような内容で、2分の1云々という根拠は仙台市の判例と、あと議員活動全体で考えたときに、大体2分の1はというのがQ & Aとかにも出ているというところで引っ張っています。それを超えて全額出しているのはどうなんだというご意見で裁判になっているというような状況でございます。

以上です。

○**會田一男委員長** ありがとうございます。

高橋委員。

○**高橋善治委員** 自戒も込めての話なんですけれども、政務活動と、いわゆる顔写真が入る、名前が入るということで、議員個人の活動をアピールするという側面というのは、本人の意図は別にしても、見る人から見ればそういったアピール活動になるのではないかと、このふうな見方がされるんだろうと、今の時代。

そういう側面が一つと、もう一つ、だれが何をしているかわからなければ広報にならないよねという考え方が一方であるわけで、じゃ例えば高橋善治というのはどういう顔をして、どう

いう人間なんだということも一緒にお知らせすることで、その議員の主張している、言ってみれば皆さんに意見をいただきたい、それから感想をいただきたい、知らせたいということもトータルでやろうとしていたのが、今までの広報活動だったのかなと思うんですが、だんだん税金の使い方に対する見る目が変わってきているという側面はやはりあるんだろうなということ、政務活動の範囲というのはどこまでがどうなんだというときに、例えば会派に所属している議員はこういう議員ですとぐらいはわからないと、もともとこの会派ってというのが何なのか伝わらないというところがあるんだろうと思うんですね。

ですから、会派に政務活動費を使った広報活動を認める以上は、要するに会派がわかるような写真や表現というのは容認されるべきだろうと思うんですが、ただ逆にそれが議員のいわゆるアピール活動にならないという保証も一方でつけなくてはならないということだと思うんですね、今、私たちが考えなくてはならないことは。となれば、やはり最小限の顔写真の掲載は認めるということに本来すべきだろうと。要するに会派としての政務活動なので、それがわからない状態にしてしまったのでは逆に意味をなさないということもあるので、ですからこの紙面の構成上、写真を使わなければならないというのはいろいろあると思うんですが、しかし、そこが議員の顔写真でなければならないという必然性があるのかなのかということだと思うんですね。

例えば、一般質問をしましたというときに、今、議会の広報でも顔写真ではなくて、それに関連するものを載せようとかそういうことをやって、理由は違うにしてもそういうことをしてやっているわけで、ですから、ここの基準、けじめというのは、やはり自分自身の自戒も込めて、まずはアピール活動にならないようにしようということはこの政務活動費の使い方として、まず前提としておいて、じゃ顔写真の掲載はどの程度まで容認すべきなのか、全然認めないよにするのかというような、一つずつ積み上げていったほうがいいのではないかなと。

顔写真の掲載を全然認めないということになれば、それは顔写真の分の比率按分にする以外、方法はなくなっちゃうわけで、どうしても顔写真載せたい場合ですね、というふうにしていったらどうかなというふうに思います。

プロフィール等は、本当に会派として発行する広報紙に議員個人のプロフィールが必要なのかどうかというのは、よくよく考えてみれば、それは会派の政務活動なんだから、そんなのは載せるべきではないだろうとか、そういうふうにだんだん積み上げていくしかないのではないかなと思うんですね。それで市民からというか、さまざまな問題が起きたときに、こういう基準で私たちはやっているとお腹を張って主張できればいいのかなという気がするんですけどもね。

以上です。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

三瓶委員。

○三瓶宗盛委員 政務活動検討委員会ということで集まっていたいて、この会議をやっているの、先ほど各会派に任せるとかという意見もあるかと思いますが、検討するという事は議員の方針としてこういうふうにやっいてこうのを決めていく会だと思っていますので、判例が出ているということ、私ら弁護士とかではないので、言われたらそれを説明しなければならぬしとられる時間も大変な作業になると思うんです。だから、ある程度その判例を重視しながら、市議会としてどうしていくべき、どうするっていうのを委員の意見集約をして方針を決めていって、それに基づいて動くというのがこの委員会だと思っていますので、検討して皆さんの意見が一致する方向でやっいていただきたいなと思います。

以上です。

○會田一男委員長 暫時休議いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時55分 再開

○會田一男委員長 では、協議を再開いたします。

今、事務局で持っている案を皆さんに配っていただきます。

〔資料配付〕

○會田一男委員長 但野委員

○但野光夫委員 広報誌については会派の責任のもと、按分率2分の1とすることができる。

以上です。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 私、ちょっと聞きたいのは、資料1の②で写真、プロフィール、あいさつなどを面積按分で対象外と、別紙参照ってこれだと思うんですけども、目立つところにあつたときは2分の1ですよと、目立たないところに写真、プロフィールを載せたら、その20%が対象外ですよっていう考え方でいいんですか。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 目立つ、目立たないの判断が、これはまず一文目の会派の責任のもとで選択してもらって、目立たないという選択をした場合、次の②の写真、プロフィールに関しては面積をはかってもらって、それが1割だったら1割除外というような考え方でいかがかなというところでお出ししております。

以上です。

○會田一男委員長 大城委員。

○大城宏之委員 もうちょっと聞きたいのは、例えば見開き、こういう感じで表も裏もだめで

すよと、でも、この中に例えばうちが10人いたとしたら10枚で8%でしたよと。下にプロフィール、何々委員会所属を書いて、ようやく10%でしたよと。中の目立たない場所にね。そうしたら100万円かかったら10万円は会派の負担で9割は政務活動費でいいですよというそういう解釈でよろしいのでしょうか。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 今、委員ご指摘のとおり、その部分を除外したということで、100万円かかった場合で10%だった場合はその10%分の10万円は対象外とするというような考え方でございます。

以上です。

○**會田一男委員長** 但野委員。

○**但野光夫委員** ②まではなくて、会派の選択のもと、似顔絵、プロフィールなどは特に読者の目を引きやすい広報紙の、これ冒頭とか末尾というのも、これ書くと、じゃそこじゃないならいいのかということになるから、目のつきやすい広報紙の場所にだよね、紙面にとか、掲載されている場合は2分の1とすることができるだけでいいよ。そしたらまた面積上がって面倒なもんだから。

○**會田一男委員長** 高橋委員。

○**高橋善治委員** この事務局案が一つのたたき台になるんでしょうから、例えばあいさつ文というのがありますよね。じゃあいさつ文って何ですかという話から出ちゃうんだらうと思うんですね。例えばこういう広報紙を発行しますので、ぜひ読んでご意見をくださいって普通書くわね。それはあいさつ文なんでしょう。だからそういうのもだめですよというふうになっていくと、広報紙としての体をなさなくなっちゃうだらうと思うんですよ。

それで例えばこういった冊子を想定しているならそういう話も出てくるんだけれども、1枚物の場合、1枚でしょう、裏もだめ、表もだめですっていうことになるわけでしょう。

裏と表しかないんだもん、だってしょうがないじゃないですかというふうになっていっちゃうよね。冊子ならそういう話はわかるんだけれどもね。

○**會田一男委員長** 暫時休議します。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

○**會田一男委員長** 再開いたします。

皆さんから、もうちょっと様子見ましようとか、それから各会派において50%按分もとることができるとか、それから議会事務局のほうからも案が出されました。まとめていくに当たって、議会事務局案をベースに検討したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** 今、はいというご意見がございましたので、議会事務局案をベースに検討してまいりたいと思います。皆様からご意見を頂戴いたします。

大木委員。

○**大木 進委員** 事務局案の一番下の部分ね、①と②のいずれの場合も、送料、ポストイング代など該当するということについて、ちょっと詳しく説明いただければと思うんですが。

○**會田一男委員長** 事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 広報紙に附随して、それを送付する費用につきましては、広報紙のほうを本体としてみなします。本体が按分、例えば2分の1、50%しか見ないといった場合は、それを送る費用も全部が対象ではなくて、そのうち2分の1は除外ということで判例とか取り扱い上はなっておりますことから、ここは附随して、その同じ按分率を送料にも適用するというような内容で記載しております。

以上でございます。

○**會田一男委員長** ご意見ございますか。

高橋委員。

○**高橋善治委員** 私は、議会事務局で提案してくれた②、これを一般原則にされたらどうかと思います。写真というのは議員の顔写真のことをいうと。プロフィールというのは議員の個人紹介のことをいうと。あいさつというのは時候のあいさつや決意などをいうんだというふうに理解をして、そういった部分については面積按分をして政務活動費の対象外にすると、このようにしたらどうかと思います。

○**會田一男委員長** 事務局、先ほど①についてがあって初めて②があるんだという説明もございましたけれども、その点について事務局からお願いしたいと思うんですが。

事務局長。

○**伊藤議会事務局長** 最初に説明しました会派の責任のもとに①、②という2つの選択肢があるというのはないということで、今、高橋委員がおっしゃったように、②なら②を手引のほうに盛り込んでいく考え方になるかと思うんですが。

○**會田一男委員長** 暫時休議します。

午後 3時25分 休憩

午後 3時26分 再開

○**會田一男委員長** 再開いたします。

②をベースとして考えればというお話ありましたが。

佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 ②そっくりそのままだと、ちょっと今我々が出している広報紙とちょっとそぐわない文章になっているかもしれませんので、ちょっとこのように書いてみました。耳ざわりかもしれませんが聞いてください。

「議会報で使用している写真以外の写真、議会での役割以外のプロフィール、事例にそぐわないあいさつなどがある場合、会派の責任のもと、面積按分で対象外とする」ということだと、先ほどから議論が上がっているような、これぐらいは会報を出すのに最低限必要だよねというものに対しては按分が発生しないで現状出せるのではないのでしょうか。それに外れたものが発生した場合、会派の責任で面積按分するという文章にすればよろしいのではないかと考えますが、議会報で使用する写真という表現はおかしいですかね。議会で必ず出す写真あるじゃないですか、我々の写真。あれはオーケーということにしたらいんじゃないですか。この場合、だから集合写真なんかはそれ以外の写真だから按分すればいいけれども、いつも顔合わせで出しているようなやつだったら、それはいいんじゃないかと。

○會田一男委員長 高橋委員。

○高橋善治委員 今の佐藤委員の提案は至極妥当な話だというふうに私も思います。が、しかし、どこで線を切るかという、今度は例えば写真の大きさとかそういった問題も出てきてしまうので、3センチならよくて4センチはだめみたいな話になってしまうので、ややこしさというか、余り曖昧なちょっと幅の出るような基準にしないで、議員の顔写真そのものは対象外にしたほうが、実はすっきりするのかなと私は先ほどそう申し上げたんですよ。でないと大きさ何センチ以内であればとか、紙面の面積の1割以内であればとかになっていって、逆に大きな会派の場合、顔写真をちっちゃなのをずらっと15人並べると相当の面積とってしまって、これまたいろいろだなと思ひまして、ちょっとその基準のつくり方が難しいなと思ったので、先ほどの写真というのは議員の顔写真という表現をしたんです。

ただ、佐藤委員の言うことは至極もっともな話だと私は思いつつも、そういう提案をしたということなんです。

○會田一男委員長 ほかにございませんか。

今、意見がいろいろ出て、②をベースとして、写真、プロフィール、あいさつなどを面積按分で対象外という中に、議会報に使用している写真、プロフィール等はオーケーとするか、それともやはり適用外とするかというようなところで分かれているとは思いますが、この辺をどういうふうにまとめていくかというところで、ちょっとご意見を頂戴したいと思います。

暫時休議します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時36分 再開

○**會田一男委員長** 委員会を再開いたします。

佐藤徹哉委員。

○**佐藤徹哉委員** 事務局提案の②をもとに、サイズ3.5センチ× 4.5センチを超える写真、議会での役割以外のプロフィール、事例にそぐわないあいさつなどがある場合、会派の責任のもと、面積按分で対象外とするという書き方でいかがでしょうか。

○**會田一男委員長** 今、佐藤徹哉委員から提案がございましたが、今の提案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、異議なしと認め、そのように決定いたします。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** 米印のところも確認しておく必要があると思います。送料（折り込み）を含むんですね、これね。ポストイング代など該当する広報紙の諸経費も同率按分とする。それは入れておかないといけない。

○**會田一男委員長** 今、蛇石委員から提案がございました。

米印以下、なお云々の諸経費も同率按分とするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** そのように決定いたします。

続きまして、決めておかななくてはならないものに、この基準をいつから適用するかということになります。それでその適用日をどうするかということで皆さんのご意見を求めます。

大城委員。

○**大城宏之委員** 12月に諮問するということですから、猶予期間もあって令和2年4月1日からという形でいかがでしょうか。新年度に入ってから。事務局どうでしょうか。

○**會田一男委員長** 事務局。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 事務局としては、諮問というか、この場で決定して議長等に報告するわけですが、改選期ということを考えると、やはり改選のタイミングというのも一つあるのかなとと考えております。

逆に広報紙でもう動いているよという会派はあるのでしょうか、その部分がちょっとわからなかったものですから。

その部分も、結局政務活動費という部分に関しましては、例えばなんですけれども先にお金を払って、後から政務活動費として請求する形になるものですから、按分率等に関して後でいじったとしても、結局はその適用時期が前になったとしても、書類上、広報しているやつが行政上返還になるとか、そういったものの取り扱いは出てこないのかなという部分も加味すると、わかりやすくこの任期のこの改選期というのも一つあるのかなといふように、さかのぼって

という形になるんですけれども。

ただ、それは考え方の一つですので、その辺はちょっとご協議いただければ。事務局の一つの案としてということで。

以上です。

○**會田一男委員長** ただいま事務局からも提案ございました。まず、さかのぼって9月4日から適用する、もう一つは年度がわりの4月1日からというお話が出ましたが、皆さんのご意見求めます。

但野委員。

○**但野光夫委員** 一応、私も会派の代表では来ているけれども、今ぱっと決まって、ここで期間まで決めちゃって、はい、決まりましたと言われてもちょっと拙速かと。そして、これだけじゃなくて全部まとまって議長に答申するんでしょう、この委員会としてのご意見を。だから、それを遡及してやるということまではどうなのかなって思いますけれども、いかがでしょうか。

○**會田一男委員長** 大城委員。

○**大城宏之委員** そういう意見もありますから、次回にきちんと会派内で意見をとって、だから2つの案どちらか、9月4日からにするのか年度変わりからするのか、その2者択一でいいんじゃないのかな、いかがでしょうか。

○**會田一男委員長** 今の適用時期については、持ち帰っていただいて協議していただいて、ご報告いただいてからの協議とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**會田一男委員長** では、そのようにしたいと思います。

暫時休議いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時44分 再開

○**會田一男委員長** 委員会、再開いたします。

特集号についてという、個人が出す会報についての取り決めについてご意見を頂戴したいと思います。

佐藤栄作委員。

○**佐藤栄作委員** 私は、個人の特集号は対象外とするという文言でいいと思うんですが、どうでしょうか。

○**會田一男委員長** 高橋委員。

○**高橋善治委員** 政務活動費で個人の特集号を発行するという考え方自体が成り立たないという発想ですよ。それはそういうことなんだろうけれども、今までのやり方って会派で発行し

ているということにして、個人に焦点を当てた広報紙をつくるということですよ。だから、個人の特集号という表現って変なんだよな。別に個人が出しているわけじゃない、会派が出しているんですよ。

この基準でいくと会派のその個人とか地域とかいろいろ特定の出したりなんかしていても、この基準に当てはめていくとそれは成り立つものなのかどうか。

というのは、1人会派ってあって、その1人会派とのバランスも考えないといけないよねと。だから会派の活動をそんなに縛っちゃっていいのかなという気もするんですよ、どういう会報の出し方するかというので、何かその人に焦点を当てましたというけれども、そんなに焦点を当てることは今度ではできなくなるわけでしょう。もし高橋善治特集号ってやると、もうこれは政務活動費の範囲を相当部分超えないとそういうふうにはできなくなっちゃう。例えばちっちゃく名前だけ1つだけ入れて書いて出すというふうになると、もう今度の特集号でもなくなっちゃうような気がしますよね。

何でそんなことを言っているかという、いろいろな会派で考え方があって広報したいと。例えば地域的に大きな問題が起きて、そこにやはり自分たちの考えも出したい、いろいろ出したいというふうなときに、特定なところに出すような形もあるんだろうと思うんですね。ですから、その出し方にまでいろいろここで縛っちゃうのはどうなんだろう。その都度協議をしなければならぬようなことをしないで、この基準で出していくというふうになれば、その1つだけでいいんじゃないのかなという気がします。あえてそういうことを何は出せないというようなことはやらなくてもいいんじゃないのかなという気がするんですけどもね。

会派の広報のあり方の問題ですから、私たちはその中身にまでは縛らず会派のやり方で、形式として政務活動を超えないようにするためにどうするかという話し合いをしているんだと思うんですよ。ちょっと考え過ぎだと言われるかもしれないのですが、そんなちょっと危惧を持ったものですから、いろいろな可能性考えて縛りつけるのはどうかという思いがあったので発言しました。

○會田一男委員長 今、高橋委員からは広報紙と個人が出している分について会派の責任でやはり行うべきであろうというような意見も出ました。そのほかに何かございますか。

佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 確かに内規といいますか、会派の問題でもありますし、政務活動費って個人が使うものでなくて会派で使うものですから、そこは会派のスタンスとして線引きすることで明文化は避けることで問題ないと思います。

○會田一男委員長 特に明記しないということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 では、そのように決定したいと思います。

続きまして、按分についてということで協議したいと思います。

それでは、按分について皆様からご意見を頂戴いたします。

佐藤徹哉委員。

○佐藤徹哉委員 平成29年に郡山市議会政務活動費検討委員会が設置され、そこである程度按分に対する課題についても、もう1年間を通してしっかり議論がなされているので、具体的に按分の変更が必要であるものとして明記されているものが事務用品費、事務機器等の事務諸費、それからガソリン代、通信費、職員雇用賃金ということであれば、その4つ議論していただければ、ほかにこれも按分、これも按分という話でもないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

按分率を話すのであれば、すでにじっくり検討した上で発表しているものなので、いじる必要はないのかなと思うんですが。

郡山市議会の按分の発生するものについて、例えばガソリン代、通信費については他自治体の運用例なんかも、それこそ福島県内、それから同規模の中核市といったものの比率まで全部確認した上で、4分の1、月額1万円と決定したものです。それを覆す根拠がない以上、ここは議論するところではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○會田一男委員長 佐藤徹哉委員から、個別に明記されているものの件について、もう十分協議した結果なんで、いじらないほうがいいでしょうというお話でしたが、それでよろしいですか。

高橋委員。

○高橋善治委員 過去にさかのぼって、いろいろ問題があって、この按分という考え方が検討されて上限額も決められてということで、結局一つ一つきちんと吟味してやっていかなければならないという考え方でこれまでもやってきて、そしてその一つの到達としてガソリン代や通信費や賃金の問題が按分化されましたということなんですよ。それで、それ以外にもこういったものを按分するべき必要性があるのではないかという提起なんですよ、これ。具体的に言うと、事務用品費、事務機器等の事務諸費については按分の必要性があるのかなのか、ちょっと検討してみましようかというそういう提起ですよ。

そうしますと、過去の協議の中で事務用品費や事務機器について按分が必要ないと結論に達しているんですと佐藤委員からお話がありました。その経過について十分私たちが承知していれば、ああ、そうなんですよということになるんですが、なぜその事務用品費や事務機器が按分の必要のないものとされたのか、もし事務局のほうで説明できるのであれば、過去の論議の過程で説明できるのであれば説明いただきたいし、また今回諮問事項としてこういったものが按分を考えてほしいという提起がされたのか、その背景について、もう一度ご説明いただければありがたいと思います。

○會田一男委員長 事務局、佐藤さん。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 まず、先ほど佐藤委員からもお話ありましたように、前回の政務活動費検討委員会において按分について話されていて、その中でガソリン、通信費の按分につきましては、そもそもの判例を引っ張ってきている考え方で、4分の1という部分が変わらない、そのまま議員活動もいろいろあるんだけれども、考え方としての根拠が変わらない以上、根拠となるものがないから変えられないんじゃないかということで継続した部分でありました。

これに関しましては、仙台高裁の判例等は今も変わっていないのですが、実はうちのほうで個別の按分率を明記しているところは他市と同じ、もしくは緩くはないという状況は変わらないのです。

そのほかに細かいところの部分、実は事務用品、事務用機器の取り扱いに関してが、いろいろと仙台高裁の判例が出ているというところで、それで考え方の整理で、特にこれは連動して考えていく部分で、パソコン、コピー機の備品のところにも書いてあるんですけども、会派控室にあるものに関しての取り扱いが仙台高裁のところでは2分の1という部分が出たというところが、ちょっと改めてもう一度あったものですから、これに関しては前回やはり会派控室は政務活動とかで活動している中心となるところで、手引上も事務所は当面会派控室としているとなるから、そのままというふうにしたんですけども、それにさらに会派控室を政務活動費だけでしか使っていないことが崩れた判例が出てしまったと。逆に言うと100%は立証しないとなんないというような判例、また立証責任のところ問われるような判例が出てきたものですから、その部分で前回とは若干変わった部分がありましたので、その取り扱いについてちょっとお話しさせていただくのに提起させていただきました。

また、通信費に関しては4分の1という考え方は変わらないのですけれども、大前提としてタブレットのほうが入ったという部分がございまして、タブレットの通信という部分がありましたので、改めてそれも踏まえた中で協議していただければというところがございます。ですので、この按分の中で通信費に関してと、あとパソコンに関しては、もしこれはタブレットとかとも関連するからということであれば、次に送ってもらって協議していただいたほうが、より密に協議できるかなとは思いますが、全体的な按分の考え方としては、ちょっと今2分の1というところが判例で示されているということで、ご協議いただきたくて上げているような状況でございます。

以上です。

○會田一男委員長 暫時休議します。

午後 3時58分 休憩

午後 4時16分 再開

○會田一男委員長 再開いたします。

ご意見を求めます。

但野委員。

○但野光夫委員 私は、今出ている備品の按分については今回の検討で必ず必要だと思っています。判例だけではなくて、いろいろな状況を考えれば、100%私たちが政務活動費で購入しているものを政務活動だけで使っていますというのは、これはもう不可能だから、それはよく検討すべきであるけれども、すべての事務用品などという大きいくりでやることには余り賛成はできないので、よく使われるもの、先ほど出ていた紙であるとかインクであるとか、こういった通常消耗品として買っているものもしっかりとみんなで検討して按分にしていくのが必要だと思うので、多く購入されて使われているものをリストアップしたり、コピー機などもその契約によって各会派も違うと思います。リース契約によって入れている機械によっても違うだろうし、だからそういうところを検討するには、ちょっと余りにも資料が少ない。ですから、そういうものがそろった上で、また皆さん会派に戻って、いろいろこういう話が出ましたということを検討した上で議論をしたほうが、余り拙速に決め込まないほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○會田一男委員長 今、但野委員から、細かいことについて一つ一つ丁寧に検討していったらいかがかという意見がありましたので、次回の協議に任せるといような形で皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 事務局には検討すべき事項、一つ一つ事務用品、それから大きなくくりでの備品等について一つ一つ検討していく内容を出していただいて、それをまた皆さんのほうにタブレットに配信していただいて、次回の協議までに各会派で取りまとめをしてきていただきたいと考えます。同様のことで備品の取り扱いについてということも考えてきていただきたいと思います。

続きまして、名刺代について、これだけは、きょう協議しておきたいと思います。

大城委員。

○大城宏之委員 これは、私が突発的にきょう言った意見なので、各会派でご検討いただいたほうが良いと思います。参考までに、1回一般質問したことがあります。市役所の名刺は、みんな違います。一般企業に勤めていると、代表取締役と入ったばかりの社員の名刺が違うなんていうことは考えられない。農林部は農林部の名刺を持っているし、それは自己負担だからなんです。でも世間一般では企業に入れば企業が名刺代といって頑張れよって辞令もらったと

きもらうんだけれども、だから、そういうのは僕はサラリーマンの感覚で言っているだけであって、ただ、さっきの問題もすべてそうなんだけれども、悪い参考事例をもとにしてだめなんですよって言われたから私自身が納得しないです。

ガソリン代も、但野委員が言われたけれども、確かに理論上はそうなんだけれども、4分の1ですよというのが私自身納得していなかったし、名刺に至ってもそうなんだけれども、議員でしか市会議員の名刺作らないのに、これは政務活動だと思います。出張行って政務活動行ったら、郡山市議会だれだれって書いた名刺を渡す。そのぐらいいは認めてもらってもいいのではないかって問題提起しただけですから、次回まで各会派でご検討いただいて結論を出されてください。

以上です。

○**會田一男委員長** 今、大城委員から提案がございました。次回まで各会派に持ち帰るということによろしいですか。

事務局、佐藤さん。

○**佐藤主任主査兼政務調査係長** 先ほどの名刺の件ですけれども、まず名刺というのも一番最初に話ありましたが事務用品との兼ね合いの考え方、名刺だけ全額で事務用品だけ按分というのは基本的にはなじまないということを踏まえて協議していただきたいと思います。

Q & Aにも書いてありますが、先ほど政務活動で行政視察へ行ったとき、当然名刺を出します。ただ判例であるのは、議員である以上、議員の名刺を持ちますが、それは政務活動以外にも間違いなく使われると思います。その部分の分で按分という考え方もありますし、ただ、その部分に関しては事務用品との兼ね合いもありますので、全体的な枠組みで考えていただければと思います。

以上でございます。

○**會田一男委員長** 事務局からも説明がございました。トータルで皆さん持ち帰ってご協議いただきたいと思います。

本日の協議については、あとはその他を残すだけですが、その他、何か皆様からございますか。

蛇石委員。

○**蛇石郁子委員** まず、タブレットはなれない部分もあるんですけども、この検討委員会の資料等も入っています。私、きょうは政務活動費の手引きの平成29年10月改訂版を持ってきているんですけども、タブレットの中には入っていないと思います。やはり事務所費は38ページに費目別明細が載っていますので、これから審議を深めていくには、この手引きはなくてはならないものではないかと思っておりますので、ぜひ協議の場に持ってきていただいて情報共有しながら進めていくのが大事かなと思っておりますので、資料のほうに入れていただければと思いま

す。よろしく申し上げます。

○會田一男委員長 事務局、タブレットに配信を改めてしていただけますか。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 今の政務活動費の手引きを改めてタブレットのほうに上げるということで配慮させていただきたいと思います。

以上です。

○會田一男委員長 よろしく申し上げます。

ほかございますか。

なければ、本日の協議はこれで終了したいと思います。

3番、その他ございましたらお願いします。

事務局、皆様から特にございませんか。

福田委員。

○福田文子委員 第3回目が1時15分なんですけど、どうしても午後からじゃないとまずいですか。

○會田一男委員長 日程についてですが、25日が一番議員が集まりやすい日であるということで25日決定しております。時間も1時15分からということで次回開催したいと思いますけど、皆様のご意見はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○會田一男委員長 そのように決定いたしますし、改めて事務局より通知いたします。

それでは、以上で政務活動検討委員会を終了いたします。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 服装のことで要請があったかなと思うのですが、今回はどうなのでしょう。

○會田一男委員長 事務局。

○佐藤主任主査兼政務調査係長 事務局、佐藤です。

時間と服装については別途通知させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○會田一男委員長 では、本日はこれで終了いたします。

午後 4時27分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 會田 一男

副委員長 佐藤 栄作

委員 蛇石 郁子